

越後国内に所在した東大寺領荘園の実態

中嶋 紀子[†]

The actual situation of the Todaiji Domain Manor located in Echigo

Noriko Nakashima

1. はじめに（研究の目的）

現在の新潟県（越後国）における日本古代・中世史研究は、新潟県及び当該地域の市町村で行われてきた考古学的発掘調査の成果をもとにした研究を中心に進められている。また、県全体の研究動向を俯瞰しても、歴史学研究の大半は、戦国期における内容が圧倒的に多く、全体的に古代・中世史研究は他の都道府県に比べて出遅れている状況にある。

長年、越後国の国府が所在したと考えられている旧頸城郡（くびきぐん：現在の新潟県上越市・妙高市・糸魚川市地域）には、未発見・未解明の歴史も数多く存在し、重要な政治の拠点である国府所在地についても、考古学研究者を中心とする研究論争を経てもなお、確定的な比定地認定にまで達していないというのが現状である。

このような状況下において、8世紀以降の奈良東大寺領荘園に関する研究も、1986年に発刊された『新潟県史』2、および2004年に発刊された『上越市史』3以後、立ち止まっていると言わざるをえない。

奈良時代以後の皇親・諸臣・神社・寺院の封戸に関する規定などを収めた『新抄格勅符抄』大同元年（806年）牒¹には、奈良東大寺の封戸のうち、越後国に100戸が存在していたことが記されている。

その封戸を基盤にした東大寺領荘園として、越後国内では5つの荘園の存在が史料上知られてきた。頸城郡（くびきぐん）石井荘（いわいのしょう）、同郡吉田荘（よしだのしょう）、同郡真沼荘（まぬまのしょう）、古志郡（こしぐん）土井荘（どいのしょう）、加地郷（かじごう）豊田荘（とよたのしょう）である。

『新潟県史』通史編原始・古代の中で、荻野正博氏は「北陸地方東大寺領荘園は開発の多難な地域を意識的に避け、比較的先進地域と目される国府所在平野に設定されていた」と述べているが、1970年代以降の土地景観においても条里制の名残や、それに付随する古代の道の存在、河川の発達による他地域との広範な流通を物語る遺物の出

土など、荘園が所在したであろうことは、考古学的にも地理的にもその諸様相を如実に残している。

そこで本稿では、北陸諸国の数ある東大寺領荘園の中でも、長い間注目されてこなかった越後国の荘園を取り上げ、奈良時代から始まるその荘園史を文献史料の緻密かつ詳細な再解読を試みることによって、南北朝時代までの約600年間、荘園の名を残し続けた越後国東大寺領荘園の実態を少しでも解き明かし、その存在意義を理解するための一助にしたい。

2. 先行研究と研究の方向性

そもそも越後国東大寺領荘園の研究は、主に1970～1980年代以後、新潟県内市町村史の発刊事業が相次ぐ中で、荻野正博氏が執筆したもの（『新潟県史』1986年）が契機となり、本格的に展開されるようになった。

その後も、荻野氏の研究が越後荘園研究の基幹として位置付けられ、2000年以降は『上越市史』等で、荘園景観の推定地になった市町村史の古代編には必ずと言って良いほど広範に先行研究として位置付けられてきた。

荻野氏の研究に先立ち、頸城地域の郷土史家であった平野団三氏の研究（平野1968年）と井上慶隆氏の研究（井上1973年）が発表されていたが、両氏の研究はともに、文献史料の検証にもとづいて、荘園名や地名から探る比定地（推定地）にその焦点が当てられ、荘園の全体像までの検証には至らなかった。

一方で、工藤敬一氏や鈴木哲雄氏は、越後国荘園関係史料の分析を通じて、石井荘の荘園経営・開発と労働編成を考察する「田堵論」を論じた（工藤1978年、鈴木1987年）。両氏の研究は、1965年に発表された村井康彦氏・吉田晶氏の研究が基になっているが、村井氏は、田堵は元来非荘民であり、荘公（荘園と公領）両属性を特質とするものであるとし、荘園の耕作者である「寄作人」を専属荘民化しなければ、荘園経営は困難であった可能性が高いと論じた（村井1965年）。また、耕作人は「開発請負者」であ

[†]2019年度修了（人文学プログラム）

り、その棟梁的存在が「田堵」であったとする(村井1965年)。吉田氏は有力田堵層が国衙権力と結びつき、土地を一円的に開発する集団であると考え、その集団が村落共同体を形成して在地領主化したと結論付けた(吉田1965年)。

また、鈴木哲雄氏は東大寺から石井荘へ派遣されてきた荘司(史料では僧兼算)は、石井荘の経営を通じて「高家」たる地位を獲得し、寄人や荘子から認められる存在にまで発展したが、耕作人である寄人層(田堵)が荘子層を取り込むようになって政治的共同組織を形成したと述べている(鈴木1987年)。

越後国東大寺領荘園史料を用いての田堵論研究は、大いに日本全体の田堵論の一つとして考えられてはいるが、越後荘園の具体的な実態を考える上での視点は加味されていない。

以上のような田堵論研究と越後の在地における研究とを両側面から捉えた伊藤正義氏の研究も発表されている。伊藤氏は、過去の文献史料の考察・検証に加え、初めて新潟県内の発掘調査成果を織り交ぜながら研究するという手法を加えていることから、越後荘園研究史の視野を広げたものとして位置づけたい。また、頸城郡から北方の加地郷(現在の新潟県新発田市内)へと東大寺領が移封した経緯をより具体的に検証したことも画期的な成果である(伊藤1989年)。

以上の先行研究を踏まえ、今後の荘園研究の方向性として、新たに、他の北陸諸国の荘園研究成果を盛り込みつつ、全国的な研究動向も捉え、多角的に研究を進めていく必要があると考えている。そのため、最初の方法として、より正確に現存史料の把握に努め、実在した荘園の実態を調べることから始めることにした。

3. 荘園の様相と変化

3.1 古代の初期荘園

越後国府が所在した頸城郡内には、3荘園所在していたことは既に述べたが、荘名の初見史料は、「『東南院文書』長徳4年(998年)東大寺領諸国庄家田地目録案(『平安遺文』377号)」である。初見史料には、3荘園の名称と規模が明確に示されているが、998年の段階で既に「荒廢」の文字がみえている。10世紀最末期、他の北陸及び畿内諸国、四国に所在する荘園と同様に、荘園自体が荒廢している状況が記されている。

一方で、同じ越後国古志郡土井庄は悔過料(三宝に罪過を懺悔する儀式のための資金)として、荘田200町余が報告されている。

古志郡土井庄は、「『東南院文書』弘仁9年(818年)3月27日酒人内親王御施入状(『平安遺文』45号)」に示されるように、桓武天皇の第2皇女である朝原内親王が、817年4月に亡くなったことで、内親王の母である酒人内親王が東大寺に施入した荘園の1つ(他に美濃国厚見庄、越前

国加賀郡横江庄)である。

この施入状によると「土井庄在越後国古志郡墾田地二百町 熟田五十一町 未開地一百四十九町」との記載があり、献入された3荘園の中で最も広大な面積を誇る荘園であったことがわかる。

『日本紀略』延暦17年(798年)9月乙丑条によると、すでに越後国内の田地が朝原内親王に「賜田(しでん)」として与えられていた。賜田とは、天皇の特別な命令により個人に与えられる田地であり、越後国土井庄は桓武天皇の御代に皇族に与えられた荘園であったことがわかる。土井荘が「賜田」から東大寺へ献納されたことにより、頸城郡内の荘園とは明らかに性格が異なり、朝廷とのつながりが非常に深い荘園であったことは想像に難くない。

3.2 古代荘園から中世荘園への立て替え

福島正樹氏の研究によると、「9世紀後半においては、少なくとも一般調庸物(納官物)より封家調庸物つまり封戸物の徴納状況の方が良好であった」とあり、また「11世紀半ばに封戸物徴納を示す文書群が急になおかつ大量に出現し、それが封戸物徴納の良好化を示している」と述べている。(福島1983年)

こうした歴史的背景が存在する中で、越後国内から東大寺へ納められる貢納物は、農業生産物を中心に展開したとされる(伊藤1986年)。奈良～平安期において、律令体制を支えた経済的基盤は農民からの貢納であったことから、越後国内からも多種多様な産物が京都・奈良へ輸送され、同時に租庸調の税負担として課される量も多かったと考えられる。また、越後国内の水産物については、「調・庸として鮭を出す国は越後のみであり、『新猿楽記』には越後国の特産物として鮭と漆があげられている」と伊藤氏は述べている(伊藤1986年)。つまり、越後国内から東大寺に納入される様々な貢納物(米・粟・大麦・小麦・大豆などの雑穀類、麻・胡麻・苳・藍・蔞・瓜・芋・絹・布・狭布・紙・漆・鮭など)は、京都や奈良方面の畿内地域の人々にとっては大変貴重な産物であり、かつ、高級品に加工できる原材料が手に入る国が越後国であった。

古くから越後国には水田遺跡が多く存在しており、また日本海に面した湿潤な気候であることにより、豊かな生産土壌が存在したことは現代にも通じることである。越後国内で生産される豊かな産物をいかに獲得できるかが、東大寺の経済を支えていく上で一つの重要な鍵となっていたのではないだろうか。

こうして、平安末期の11世紀以降、頸城郡石井荘や古志郡土井荘が「荒廢する」という状況の中、東大寺は朝廷に対して、石井荘と土井荘に替わる新たな荘園の立券「元永2年(1119年)寺家立券」(『守屋孝藏氏所蔵文書』仁平3年(1153年)4月29日東大寺諸荘園文書目録『平安遺文』2783号)を訴え出た。この訴えに対し、越後国司は、東大寺領を新しく立荘することを朝廷に報告し、朝廷もこれを認める宣旨を発給した(『東大寺文書』保延2年(1136

年) 正月14日右少弁藤原資信書状『平安遺文』2337号)。同時に、立荘のための関連文書が発行されたことが「蜂須賀家所蔵文書」安元元年(1175年)8月7日東大寺領荘園文書目録(『平安遺文』3700号)にも記載されている。

長承4年(1135年)、新しく立荘された「豊田荘」は、現在の新潟県新発田市地域(旧北蒲原郡豊浦町・旧北蒲原郡笹神村を含む地域)に比定されており、石井荘が所在した頸城郡、土井荘が所在した古志郡よりさらに北方の地域(現在の新潟市よりも北部地域)に所在していたと考えられている。

このような新しい荘園の立券を希望した東大寺の思惑としては、古代から中世への時代の転換点において、朝廷や越後国司とのつながりを強固に維持させつつ、古代荘園の性格を持つ石井荘と土井荘を存続させ、大寺院の名目を保とうとした背景が容易に見てとれるのである。

3.3 中世荘園と荘園の存続

最初に、史料に記載された中世荘園「豊田荘」の概要について述べることにする。「『東大寺統要録』建保2年(1214年)5月東大寺領諸荘田数所当等注進状(『鎌倉遺文』2107号)」を見ると、立荘の際に確定した「四至」と「田数合田三百町」(見作田三十五町、田代二百六十四町段)、在家(山野二千余町)などが記載されており、古代荘園の時の「官符式数田参佰町」と違わず、「荒廃」の文字も見受けられない。また、「綿町別五両国斤定」との記載から、綿の徴収が石井荘時代同様に課せられ、町別三両から五両に変化していることが史料から見てとれる。

この頃の豊田荘について網野善彦氏は、著書『日本中世の百姓と職能民』の中で、「北陸道諸国の海辺の津・泊・浦・浜に分布し、平安末期から鎌倉前期にかけて、日本海と琵琶湖を結ぶ水上交通に強力な影響を及ぼした北陸道大津神人が関係していた」と述べている(網野1998年)。

網野氏が同著で引用した史料「『江藤文書』建仁2年(1202年)6月近江日吉社大津神人等解(『鎌倉遺文』1309号)」には、豊田荘の当時の実状が詳しく記載されており、地頭を務めた武士(開瀬義盛父子)が、荘内で押領と狼藉を繰り返していた様子を覗い知ることができる。地頭開瀬義盛は、神人の身を搦め取ったばかりか、神人の私宅を封じて義盛自らが乗り込み、神物を押し捕ったり、三十余人の神人等に怪我を負わせたりしたとする。また、「雖狼藉惟多、打破御正体」「夫不当之者狼藉為事」「不運之輩仏神為敵」「悩百姓」など、日常的に神人や百姓を悩ます程、荘園内に狼藉が増え、地頭職たる神事ももともとに務めずに大いに仏神の敵になっていたことが分かる。

つまり、鎌倉初期の段階で、荘園内の治安は非常に悪化しており、荘園の開発や貢納物徴取のための生産活動は否応なく制限されるような状況が続いていたことが読み取れる。さらに、近江日吉社の勢力が新たに豊田荘の現地経営に介入してくることで、従来の東大寺などの南都仏教勢力の行動範囲が多少なりとも狭まったことも考えられ、東

大寺領荘園に様々な勢力が流入していた一面をも物語る状況であった。

その後、鎌倉中～後期の段階になると、東大寺の内部で新たに頭角を現してきた東南院が、東大寺をも上回る力を有するようになってくる。そのような状況にあって、越後国豊田荘は、諸国の数ある東大寺領荘園の中でも選ばれた荘園であった(『東大寺文書』承久2年(1220年)6月16日東大寺出納文書目録『鎌倉遺文』2615号)ため、必然的に東南院の勢力下に置かれるように変遷した(『東大寺文書』嘉禄元年(1225年)11月5日官宣旨案『鎌倉遺文』3427号)。

「『東大寺文書』天福元年(1233年)8月28日東大寺宛行状案(『鎌倉遺文』4552号)」によれば、越後国豊田荘の領掌(支配権)について、東大寺は東南院に明け渡していなかったことが記されている。同時に、越後国内の荘園から長い年月に渡り、財物を得てきた東大寺に対して、過去の不正事実発覚なども加わり、新たに力を増幅した東南院が、東大寺に替わって豊田荘の領掌を「限未来際」務めたいと希望しているのである。

また、同史料には、豊田荘に課される貢納物について、「俗衣布合陸拾段、毎年所弁進于彼庄也」とあるように、俗衣布を合わせて60段、毎年豊田荘から東南院へ貢納されていたことが分かる。この負担は、現代の認識から考えると相当重いものとして考えたいが、鎌倉期の荘園経済の現状から推定して、相当な貴重品又は高級品として奈良へ届けられたものであろう。

3.4 南北朝期の荘園実態

越後国豊田荘についての文書は、南北朝期にも確認することができる。「東大寺文書」貞治6年(1367年)越後豊田荘文書案(「室町幕府引付頭人奉書案」「越後守護施行状案」「越後守護代遵行状案)」によると、文書が発給された当時、室町幕府引付頭人を務めていた吉良満貞が、越後国豊田荘における佐々木近江守の押領について、早急に問題を解決するよう奉書形式で越後守護上杉憲顕に命じた後、上杉氏から守護代長尾高景へ、長尾氏から現地の守護使小町修理亮へ下達する形式のものとなっている。

貞治6年頃の豊田荘は、東南院領荘園として認識されているが、それ以前発給の「山形大学所蔵中条家文書」延文元年(1356年)11月22日芳賀高家施行状の史料では「豊田庄闕所」という表現が出てきている。また、武士による押領問題も勃発していたことも考えられ、荘園の現地経営は既に破綻していた可能性が高い。そんな中、東大寺は南朝方(天皇方)と深い結びつきを築き、豊田荘領有の正統性を朝廷に対して主張した。

また、福島金治氏の研究(福島2003年)によると、東大寺が武家の介入を排除して、「佐渡国の知行国化」および「金沢北条氏・称名寺旧領の信濃国太田荘の獲得」を希望していたようである。佐渡国も信濃国も越後国の近隣国であり、東大寺が室町幕府誕生後、政治的に劣勢となって

いた南朝方（天皇方）と手を組んで、豊田荘の領有権を復活させ、さらには東国支配の拡大を狙っていたと考えることも可能である。

4. 東大寺領荘園についての一考察（まとめ）

天平勝宝4年（752年）、最初に設定された1000戸の東大寺封戸のうち、越後国は200戸が充てられ、そのうちの100戸は佐渡に所在していた（「正倉院御物」天平勝宝4年10月25日造東寺司牒）。東大寺が、奈良時代以降、全国に設定した荘園の基礎はまさに1000戸の封戸にあり、そこから地理的な条件が考慮され、設定された土地が荘園化したと考えることができる。

ただ、奈良時代から数百年も経過した建武政権期に、東大寺が佐渡国の知行国化を希望したことの端緒は、まさに佐渡に置かれた封戸100戸の存在があるのではないか。

今回の研究で取り上げた越後国荘園はいずれも、気候的・地理的・地形的な条件はそろっていて、肥沃で豊かな地域であることは間違いない。

他方、奈良時代から始まる荘園形成にともなって、特に頸城郡内では、他にも奈良西大寺の勢力が同地域に進出してきており、その契機を作ったのは紛れもなく東大寺の勢力によるものと考えられる。荘園経営の実態としては、土地の荒廃をもたらしたものの、人が住み着くための痕跡を残したことは事実であり、たとえ封戸が存在した地域から離れることはあっても、国家権力の後ろ立てを得ながら、確実に開拓・開墾した地域に東大寺の足跡を残したことは、その後の歴史形成においても重要な意義があると思う。

また、荘園の立地が河川の周辺に限定され、低湿地に営まれたという地理的な条件も全国的に見られ、条里を形成することも困難を極めたと思える。そのような中で、地域の歴史的地盤を形成した東大寺領荘園の約600年間と考えたい。

謝辞

本研究をまとめるにあたり、放送大学近藤成一教授、杉森哲也教授には、2年間にわたり、終始適切な御指導と御教示を賜りました。さらに、本稿への投稿の機会を与えて頂き感謝の念に堪えません。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

文献

網野善彦「四神人・供御人①北陸の日吉神人」（同著『日本中世の百姓と職能民』平凡社、1998年）
伊藤善允「越佐の社会と農民」（『新潟県史』通史編1原始・古代、1986年）
伊藤正義「東大寺領越後国石井荘相論と豊田荘相傳事件小

考」（安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相上巻』吉川弘文館、1989年）
井上慶隆「越後の条里制と石井荘の位置」（『かみくひむし』第11号、1973年）
荻野正博「初期荘園の成立と推移」（『新潟県史』通史編1原始・古代 第五章第六節、1986年a）、荻野正博「荘園と国衙領」（『新潟県史』通史編1原始・古代 第六章第二節、1986年b）
工藤敬一「大法師兼算と古志得延—越後国石井荘の荘司と田堵—」（同著『荘園の人々』教育社、1978年）
鈴木哲雄「越後国石井荘における開発と浪人—田堵得延と荘司兼算の存在形態をめぐって—」（『日本史研究』通号303号、1987年）
竹内理三編『平安遺文』古文書編 第1巻～第6巻 新訂版、東京堂出版、1974-1980年
竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第3巻～第34巻、東京堂出版、1972-1990年
平野団三「上越後荘園の研究」（新潟県人文研究会編『越後研究』第26集、1968年）
福島金治「建武政権期東大寺の東国所領獲得交渉—真福寺所蔵『八生一生得菩提事』紙背文書を通して—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第104集共同研究室町期荘園制の研究、2003年）
福島正樹「封戸制再検討の—前提—十世紀に関する東大寺封戸関係文書群と封戸制の盛衰—」（『歴史学研究』通号521号、1983年）
村井康彦「荘園の寄作人」「田堵の存在形態」（同著『古代国家解体過程の研究』岩波書店、1965年）
吉田晶「平安期の開発に関する二・三の問題」（『史林』第48号、1965年）
黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』第27巻、吉川弘文館、1965年
東京大学史料編纂所編『大日本古文書編年之三 天平20年-天平勝宝5年』東京大学出版会、1982年
東京大学史料編纂所編纂『大日本古文書家わけ第十八東大寺文書之二十三』、東京大学出版会、2017年
新潟県編集・発行『新潟県史』通史編1原始・古代、1986年
新潟県編集・発行『新潟県史』資料編2原始・古代2 文献編、1981年
新潟県上越市史編纂委員会編『上越市史』通史編1自然・原始・古代、2004年
新潟県上越市史編纂委員会編『上越市史』資料編3 古代・中世、2002年